

千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和元年8月1日 午後1時30分

場所：千曲市役所戸倉庁舎 4階会議室2

(開会の前に委嘱書の交付)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員指名

4 会議事項

(1) 副会長選出について

(2) 平成30年度千曲市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(3) 令和元年度千曲市国民健康保険特別会計予算について

(4) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の推進状況について

(5) その他

① 国民健康保険税の資産割廃止について

② 国民健康保険運営協議会委員等研修会について

5 閉 会

千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 H30. 4. 1～R3. 3. 31)

1. 被保険者を代表する委員

氏名	備考
朝田 いつ子	
小河原 典子	
西村 明子	
宮島 倫史	

2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

氏名	備考
島谷 茂樹	医師会
内藤 康介	医師会
關 尚樹	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

3. 公益を代表する委員

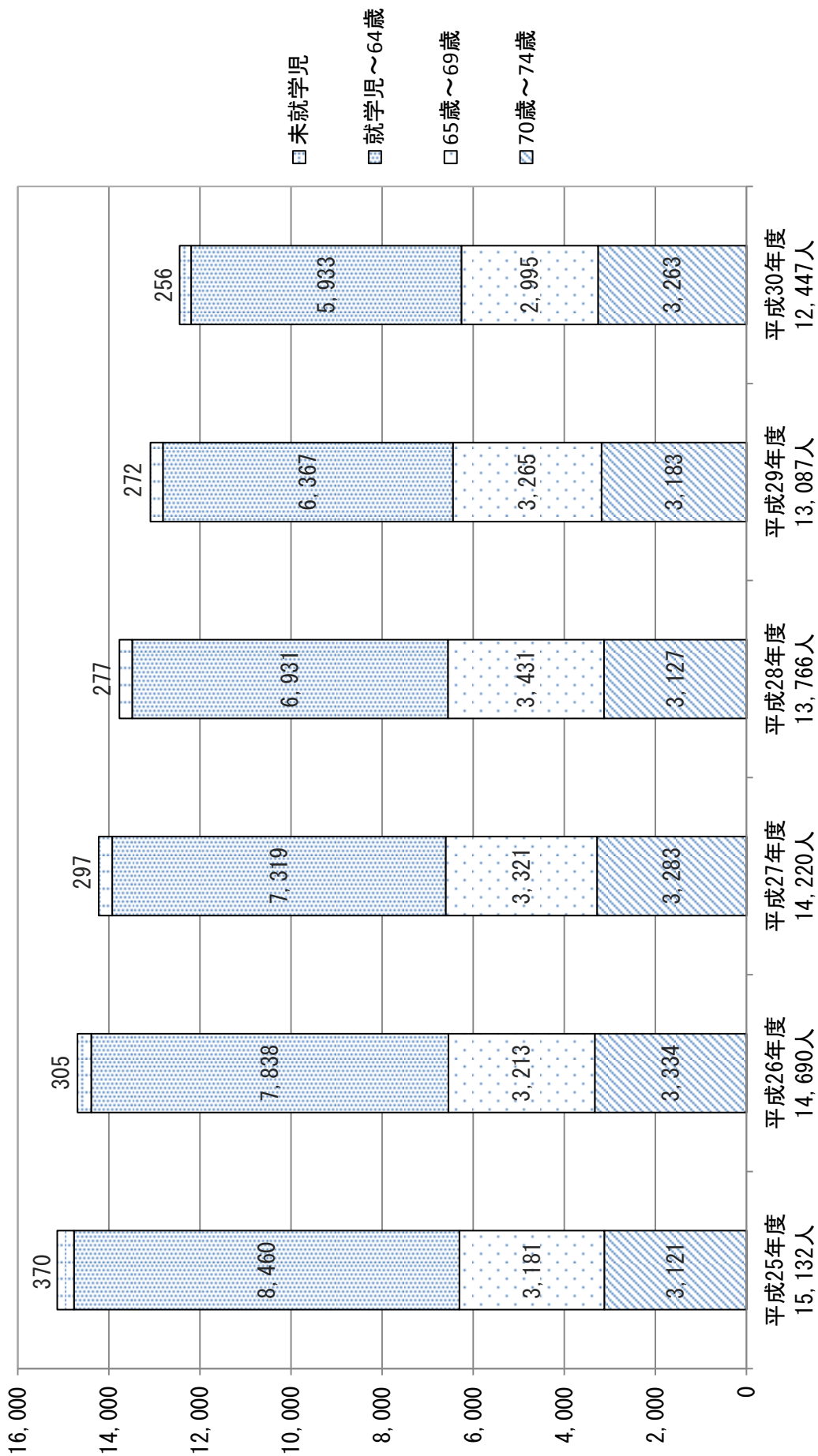
氏名	備考
大島 剛	民生児童委員
山崎 文清	民生児童委員
竹内 美與子	健康推進員
山本 美晴	健康推進員

4. 被用者保険等保険者を代表する委員

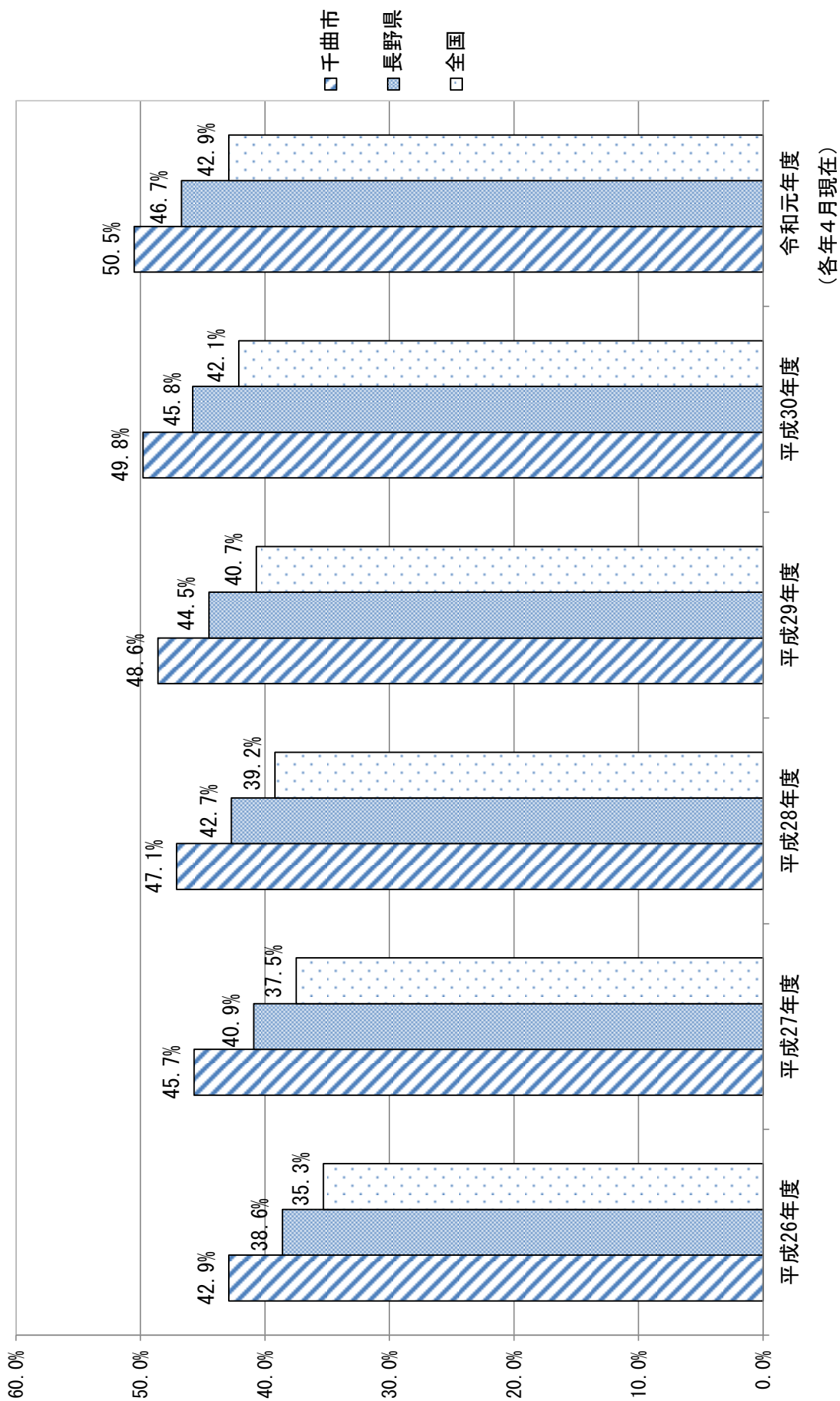
氏名	備考
中井 康裕	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合

被保険者数の推移(年度平均・全被保険者)

(単位:人)



国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



平成30年度 千曲市国民健康保険特別会計決算見込額の内訳

歳入

(単位：円、%)

項目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	1,123,857,000	1,197,160,265	1,158,903,135	38,257,130	3.3	徴収率(現年課税分) 97.01% 不納欠損・還付未済額 9,939,653円 収入未済額 87,405,307円
一般被保険者 現年課税分	1,053,164,000	1,122,833,835	1,064,442,996	58,390,839	5.5	
" 滞納繰越分	58,547,000	61,184,620	65,993,100	△ 4,808,480	△ 7.3	
退職被保険者 現年課税分	8,693,000	11,222,072	26,517,901	△ 15,295,829	△ 57.7	
" 滞納繰越分	3,453,000	1,919,738	1,949,138	△ 29,400	△ 1.5	
2 使用料及び手数料	750,000	735,564	748,862	△ 13,298	△ 1.8	督促手数料
3 国庫支出金	1,000	0	1,365,781,391	△ 1,365,781,391	皆減	
4 療養給付費等交付金	1,000	0	123,697,000	△ 123,697,000	皆減	
5 県支出金	4,536,944,000	3,905,349,771	262,320,966	3,643,028,805	1,388.8	
保険給付費等交付金(普通交付金)	4,473,158,000	3,842,940,771	0	3,842,940,771	皆増	
" (特別交付金)	63,786,000	62,409,000	0	62,409,000	皆増	
6 財産収入	20,000	1,177	316	861	272.5	基金運用利子
7 繰入金	399,318,000	391,188,764	357,893,570	33,295,194	9.3	
一般会計繰入金	399,317,000	391,188,764	357,893,570	33,295,194	9.3	
基金繰入金	1,000	0	0	0	0.0	
8 繰越金	254,630,000	254,630,830	100,612,373	154,018,457	153.1	前年度繰越金
9 諸収入	4,880,000	29,521,091	24,353,854	5,167,237	21.2	
延滞金及び過料	3,001,000	9,117,172	7,494,749	1,622,423	21.6	
雑入(保険給付費返還金、第三者納付金等)	1,879,000	20,403,919	16,859,105	3,544,814	21.0	
△ 前期高齢者交付金	0	0	2,054,848,391	△ 2,054,848,391	皆減	
△ 共同事業交付金	0	0	1,429,378,688	△ 1,429,378,688	皆減	
歳入合計	6,320,401,000	5,778,587,462	6,878,538,546	△ 1,099,951,084	△ 16.0	

(単位：円、%)

歳出

項目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	28,140,000	25,098,801	29,225,906	△ 4,127,105	△ 14.1	
2 保険給付費	4,497,098,000	3,860,759,602	4,110,934,126	△ 250,174,524	△ 6.1	
療養諸費	3,909,038,000	3,385,777,577	3,584,692,377	△ 198,914,800	△ 5.5	
高額療養費	564,109,000	457,925,860	506,390,119	△ 48,464,259	△ 9.6	
移送費	11,000	0	0	0	0.0	
出産育児諸費	18,910,000	12,154,090	15,701,630	△ 3,547,540	△ 22.6	
葬祭諸費	5,000,000	4,900,000	4,150,000	750,000	18.1	
結核医療費諸費	30,000	2,075	0	2,075	皆増	
3 国民健康保険事業費納付金	1,481,147,000	1,481,144,608	0	1,481,144,608	皆増	
医療給付費分	1,050,555,000	1,050,554,412	0	1,050,554,412	皆増	
後期高齢者支援金等分	326,127,000	326,125,974	0	326,125,974	皆増	
介護納付金分	104,465,000	104,464,222	0	104,464,222	皆増	
4 保健事業費	52,567,000	39,163,218	38,096,524	1,066,694	2.8	
5 基金積立金	173,192,000	173,173,177	71,565,316	101,607,861	142.0	
6 諸支出金	87,257,000	85,976,998	38,736,097	47,240,901	122.0	
保険税還付金	5,700,000	4,520,500	4,496,500	24,000	0.5	
償還金	81,557,000	81,456,498	34,239,597	47,216,901	137.9	国庫支出金等過年度返還金
7 予備費	1,000,000	0	0	0	0.0	
△ 後期高齢者支援金	0	0	718,138,378	△ 718,138,378	皆減	
△ 前期高齢者納付金	0	0	2,649,409	△ 2,649,409	皆減	
△ 老人保健拠出金	0	0	15,681	△ 15,681	皆減	
△ 介護納付金	0	0	265,644,789	△ 265,644,789	皆減	
△ 共同事業拠出金	0	0	1,348,901,490	△ 1,348,901,490	皆減	
歳出合計	6,320,401,000	5,665,316,404	6,623,907,716	△ 958,591,312	△ 14.5	

年度別保険給付費

単位：円（下段：前年度比増減）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一 般	療養給付費	3,551,628,804	3,591,337,482	3,625,196,541	3,459,538,859	3,314,539,489
		362,782,117	39,708,678	33,859,059	△ 165,657,682	△ 144,999,370
	療養費	42,488,134	40,424,434	41,237,188	44,714,569	37,043,633
		△ 790,742	△ 2,063,700	812,754	3,477,381	△ 7,670,936
	高額療養費	461,748,371	472,347,032	520,017,884	495,997,354	455,370,911
		87,344,273	10,598,661	47,670,852	△ 24,020,530	△ 40,626,443
	高額介護合算	184,814	71,413	211,602	244,491	218,952
	7,431	△ 113,401	140,189	32,889	△ 25,539	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	4,056,050,123	4,104,180,361	4,186,663,215	4,000,495,273	3,807,172,985	
	449,343,079	48,130,238	82,482,854	△ 186,167,942	△ 193,322,288	
退 職	療養給付費	252,487,334	221,427,498	140,282,630	68,152,399	22,600,658
		△ 115,882,928	△ 31,059,836	△ 81,144,868	△ 72,130,231	△ 45,551,741
	療養費	3,285,094	3,295,200	1,892,499	1,017,099	273,131
		△ 244,485	10,106	△ 1,402,701	△ 875,400	△ 743,968
	高額療養費	29,860,341	32,480,423	22,820,171	10,148,274	2,335,997
		△ 19,255,361	2,620,082	△ 9,660,252	△ 12,671,897	△ 7,812,277
	高額介護合算	0	15,062	0	0	0
	△ 31,112	15,062	△ 15,062	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	285,632,769	257,218,183	164,995,300	79,317,772	25,209,786	
	△ 135,413,886	△ 28,414,586	△ 92,222,883	△ 85,677,528	△ 54,107,986	
出産育児一時金	15,014,000	18,448,000	15,536,510	15,694,490	12,148,000	
	△ 8,836,000	3,434,000	△ 2,911,490	157,980	△ 3,546,490	
葬 祭 費	4,000,000	4,400,000	5,000,000	4,150,000	4,900,000	
	△ 950,000	400,000	600,000	△ 850,000	750,000	
結核医療給付金	3,777	18,265	6,967	0	2,075	
	1,371	14,488	△ 11,298	△ 6,967	2,075	
審査支払手数料	10,695,720	12,033,614	11,761,553	11,276,591	11,326,756	
	466,021	1,337,894	△ 272,061	△ 484,962	50,165	
合 計	4,371,396,389	4,396,298,423	4,383,963,545	4,110,934,126	3,860,759,602	
	304,610,585	24,902,034	△ 12,334,878	△ 273,029,419	△ 250,174,524	

1人あたり医療費の推移

(単位:円)

保険者名	一 般				退 職				国 保 全 体			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	長野市	349,959	354,862	363,336	370,203	382,977	388,899	382,686	327,051	351,627	355,997	363,704
松本市	350,230	352,239	361,827	369,505	416,093	413,863	390,819	406,907	353,276	354,205	362,378	369,812
上田市	348,279	347,702	357,287	379,645	346,520	337,033	387,907	440,086	348,183	347,337	357,864	380,086
岡谷市	357,213	362,692	365,276	379,196	333,214	398,373	386,918	619,712	355,698	364,172	365,765	381,468
飯田市	322,343	324,285	332,690	349,492	342,844	406,103	411,223	349,279	323,491	327,411	334,446	349,490
諏訪市	355,083	352,843	351,009	373,071	301,691	378,488	488,740	407,387	352,083	353,803	353,903	373,315
須坂市	365,744	361,822	362,161	363,162	387,739	433,089	408,697	399,956	366,789	364,178	363,018	363,449
小諸市	324,808	316,074	331,889	343,869	374,974	377,069	386,851	385,924	327,795	318,459	333,018	344,185
伊那市	322,986	326,337	342,784	372,598	332,493	322,596	408,967	572,163	323,550	326,188	344,241	374,245
駒ヶ根市	340,956	327,821	333,187	356,209	360,502	331,350	401,772	369,496	342,205	327,969	334,879	356,269
中野市	315,803	319,389	332,348	324,816	346,759	361,548	334,310	341,779	317,353	320,833	332,387	324,913
大町市	376,250	374,285	368,994	382,676	458,254	434,652	397,750	540,263	380,636	376,304	369,563	384,001
飯山市	369,400	375,639	380,199	367,997	368,218	355,660	449,973	333,128	369,324	374,776	382,045	367,582
茅野市	325,500	334,330	342,366	351,069	386,577	421,350	408,882	381,512	329,479	338,048	343,834	351,273
塩尻市	373,596	359,022	361,581	371,070	383,948	365,500	420,823	656,649	374,257	359,293	362,933	373,295
千曲市	370,204	378,709	373,584	368,784	362,994	354,488	321,492	243,805	369,756	377,697	372,358	367,449
佐久市	326,138	332,211	344,026	357,034	383,857	394,601	476,669	483,699	329,732	334,932	347,189	358,291
東御市	338,220	355,693	359,072	365,772	413,429	337,927	352,135	260,129	343,085	354,913	358,884	364,586
安曇野市	357,396	363,475	373,654	382,591	366,503	377,155	346,744	397,294	357,904	363,970	373,122	382,695
市町村計	341,702	343,387	351,318	360,659	366,824	377,034	389,514	410,682	343,105	344,635	352,123	361,091

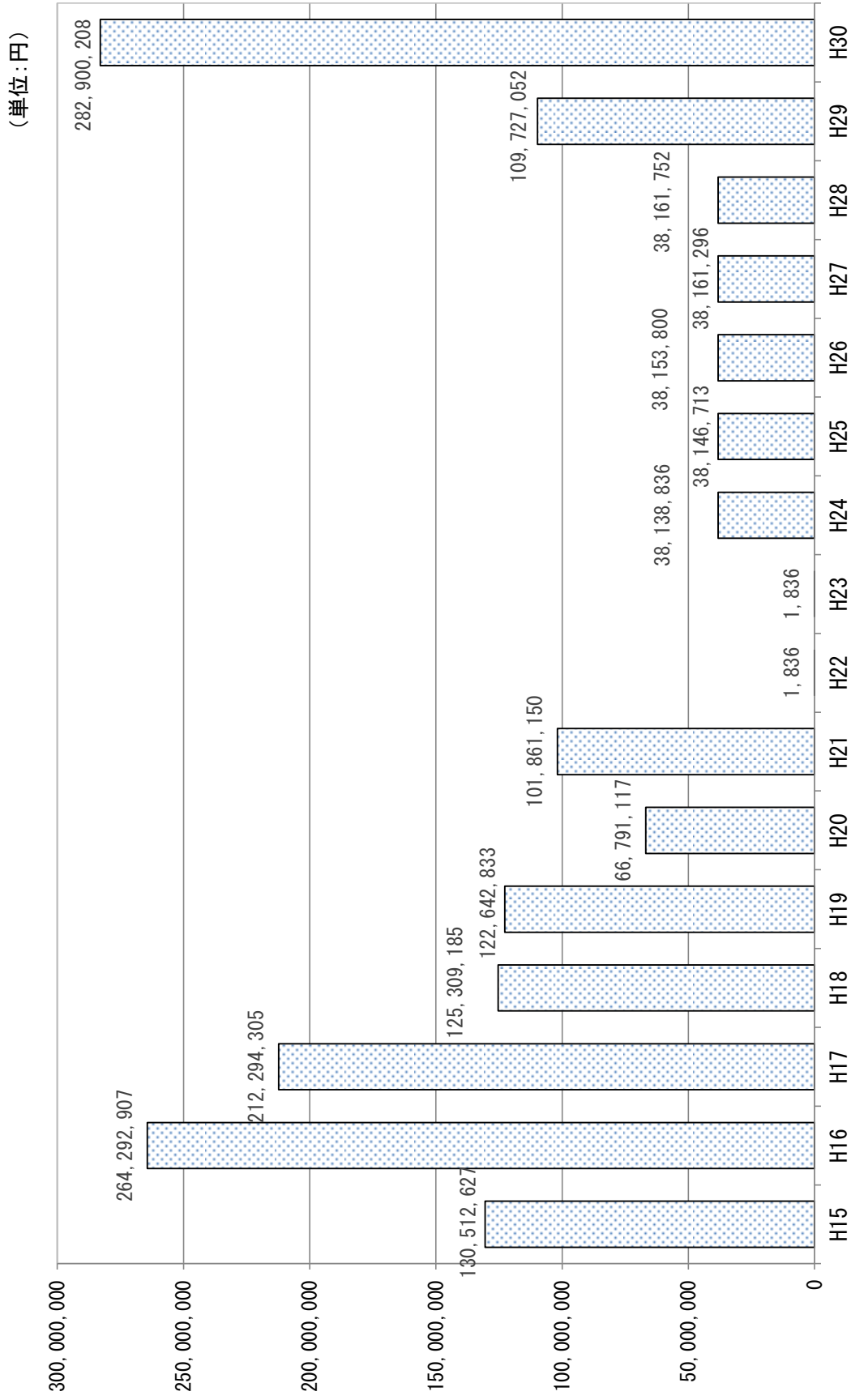
※平成27年度から平成29年度は「確定値」、平成30年度は「速報値」

1人あたり医療費の推移(伸び率)

(単位:円、%)

保険者名	国保全体													
	平成27年度	平成28年度	H28-H27	伸び率	伸び率 順位	平成29年度	H29-H28	伸び率	伸び率 順位	平成30年度	H30-H29	伸び率	伸び率 順位	
長野市	351,627	355,997	4,370	1.2	8	363,704	7,707	2.2	8	369,859	6,155	1.7	14	
松本市	353,276	354,205	929	0.3	13	362,378	8,173	2.3	7	369,812	7,434	2.1	13	
上田市	348,183	347,337	-846	-0.2	14	357,864	10,527	3.0	5	380,086	22,222	6.2	3	
岡谷市	355,698	364,172	8,474	2.4	3	365,765	1,593	0.4	15	381,468	15,703	4.3	6	
飯田市	323,491	327,411	3,920	1.2	9	334,446	7,035	2.1	9	349,490	15,044	4.5	5	
諏訪市	352,083	353,803	1,720	0.5	12	353,903	100	0.0	16	373,315	19,412	5.5	4	
須坂市	366,789	364,178	-2,611	-0.7	15	363,018	-1,160	-0.3	17	363,449	431	0.1	16	
小諸市	327,795	318,459	-9,336	-2.8	17	333,018	14,559	4.6	2	344,185	11,167	3.4	8	
伊那市	323,550	326,188	2,638	0.8	11	344,241	18,053	5.5	1	374,245	30,004	8.7	1	
駒ヶ根市	342,205	327,969	-14,236	-4.2	19	334,879	6,910	2.1	10	356,269	21,390	6.4	2	
中野市	317,353	320,833	3,480	1.1	10	332,387	11,554	3.6	4	324,913	-7,474	-2.2	18	
大町市	380,636	376,304	-4,332	-1.1	16	369,563	-6,741	-1.8	19	384,001	14,438	3.9	7	
飯山市	369,324	374,776	5,452	1.5	7	382,045	7,269	1.9	11	367,582	-14,463	-3.8	19	
茅野市	329,479	338,048	8,569	2.6	2	343,834	5,786	1.7	12	351,273	7,439	2.2	12	
塩尻市	374,257	359,293	-14,964	-4.0	18	362,933	3,640	1.0	14	373,295	10,362	2.9	10	
千曲市	369,756	377,697	7,941	2.1	4	372,358	-5,339	-1.4	18	367,449	-4,909	-1.3	17	
佐久市	329,732	334,932	5,200	1.6	6	347,189	12,257	3.7	3	358,291	11,102	3.2	9	
東御市	343,085	354,913	11,828	3.4	1	358,884	3,971	1.1	13	364,586	5,702	1.6	15	
安曇野市	357,904	363,970	6,066	1.7	5	373,122	9,152	2.5	6	382,695	9,573	2.6	11	
市町村計	343,105	344,635	1,530	0.4		352,123	7,488	2.2		361,091	8,968	2.5		

国民健康保険支払準備基金残高の推移



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和5年度 (当初予算)
保険基礎安定繰入金	168,086,896	160,156,753	158,434,946	160,669,665	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	280,430,000
出産育児一時金繰入金	15,673,333	15,560,000	15,880,000	10,880,000	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	11,200,000
財政安定化支援事業繰入金	17,155,000	17,471,000	32,507,000	36,009,000	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	69,026,000
事務費等繰入金	30,677,293	129,909,502	35,299,226	103,501,176	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	28,043,000
事務費繰入金(法定分)	20,151,750	18,276,502	17,799,226	18,878,271	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	27,518,000
法定外繰入	10,525,543	111,633,000	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	249,000	525,000
赤字補てん分	10,525,543	56,994,915	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	0	54,638,085	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	0	0	0	0	249,000	525,000
一般会計繰入金 合計	231,592,522	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	388,699,000
国民健康保険支払準備基金繰入金	8,862,000	0	0	0	0	0	0	0	0	52,604,000
繰入金 合計	240,454,522	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	441,303,000

令和元年度 千曲市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入 (単位：円、%)

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	1,114,205,000	20.6	1,147,741,000	18.9	△ 33,536,000	△ 2.9	
一般被保険者 現年課税分	1,046,452,000	—	1,077,048,000	—	△ 30,596,000	—	
" 滞納繰越分	60,221,000	—	58,547,000	—	1,674,000	—	
退職被保険者 現年課税分	5,753,000	—	8,693,000	—	△ 2,940,000	—	
" 滞納繰越分	1,779,000	—	3,453,000	—	△ 1,674,000	—	
2 使用料及び手数料	750,000	0.0	750,000	0.0	0	0.0	
3 県支出金	3,840,651,000	71.1	4,536,944,000	74.8	△ 696,293,000	△ 15.3	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	3,787,047,000	—	4,473,158,000	—	△ 686,111,000	—	
" (特別交付金)	53,604,000	—	63,786,000	—	△ 10,182,000	—	
4 財産収入	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0	
5 繰入金	441,303,000	8.2	375,434,000	6.2	65,869,000	17.5	
一般会計繰入金	388,699,000	—	375,433,000	—	13,266,000	—	
基金繰入金	52,604,000	—	1,000	—	52,603,000	—	
6 繰越金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0	
7 諸収入	4,880,000	0.1	4,880,000	0.1	0	0.0	
延滞金及び過料	3,001,000	—	3,001,000	—	0	—	
雑入 (保険給付費返還金、第三者納付金等)	1,879,000	—	1,879,000	—	0	—	
△ 国庫支出金	0	—	1,000	0.0	△ 1,000	皆減	
△ 療養給付費等交付金	0	—	1,000	0.0	△ 1,000	皆減	
歳入合計	5,401,810,000	100.0	6,065,772,000	100.0	△ 663,962,000	△ 10.9	

(単位：円、%)

歳出

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	27,345,000	0.5	28,140,000	0.5	△ 795,000	△ 2.8	
2 保険給付費	3,809,886,000	70.5	4,497,098,000	74.1	△ 687,212,000	△ 15.3	
療養諸費	3,297,833,000	—	3,909,038,000	—	△ 611,205,000	△ 15.6	
高額療養費	489,203,000	—	564,109,000	—	△ 74,906,000	△ 13.3	
移送費	11,000	—	11,000	—	0	0.0	
出産育児諸費	16,809,000	—	18,910,000	—	△ 2,101,000	△ 11.1	
葬祭諸費	6,000,000	—	5,000,000	—	1,000,000	20.0	
結核医療費諸費	30,000	—	30,000	—	0	0.0	
3 国民健康保険事業費納付金	1,506,065,000	27.9	1,481,147,000	24.4	24,918,000	1.7	
医療給付費分	1,059,677,000	—	1,050,555,000	—	9,122,000	0.9	
後期高齢者支援金等分	331,996,000	—	326,127,000	—	5,869,000	1.8	
介護納付金分	114,392,000	—	104,465,000	—	9,927,000	9.5	
4 保健事業費	51,693,000	1.0	52,567,000	0.9	△ 874,000	△ 1.7	
5 基金積立金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0	
6 諸支出金	5,801,000	0.1	5,800,000	0.1	1,000	0.0	
保険税還付金	5,700,000	—	5,700,000	—	0	0.0	
償還金	101,000	—	100,000	—	1,000	1.0	国庫支出金等過年度返還金
7 予備費	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	0	0.0	
歳出合計	5,401,810,000	100.0	6,065,772,000	100.0	△ 663,962,000	△ 10.9	

平成31年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費を、医療機関の窓口で支払う受診料のほかに、みなさんが納める保険税と国・県からの補助金でまかない、運営しています。

国民健康保険税は、医療給付費分(医療分)・後期高齢者支援金分(支援金分)・介護納付金分(介護分)の三つに分類されます。また、それぞれ、所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式で税額が算定されます。今年度の税率と税額は昨年度と変わりありませんが、法改正により、課税限度額を表のとおり引き上げました。

加入者のみなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険事業の健全な運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

税率(税額)表

区分	内容	医療分	支援金分	介護分
所得割	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額-33万円)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 【加入者数×税額】	19,500円	7,500円	7,300円
平等割	加入世帯に対して課税	22,000円	7,200円	6,300円
最高額	課税限度額 (改正前)	610,000円	190,000円	160,000円
		(580,000円)	(据え置き)	(据え置き)

国民健康保険税の算出方法について

- 国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。(世帯主が会社の健康保険などに加入しているも、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります)
- 医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税されます。
- 介護分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税されます。
- 国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・資産割額・均等割額と、世帯あたりに課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健康保険税として課税されます。
- 国民健康保険税は年度(4月～翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。

所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減
税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。
軽減割合は7割・5割・2割のいずれかとなります。

※H31年度に軽減基準が見直され、対象世帯が拡大されました(太字下線部)。

軽減基準額	軽減割合
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円以下	7割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(28万円×被保険者数)以下	5割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(51万円×被保険者数)以下	2割

※1 国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます。

※2 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

65歳以上の公的年金所得者は、年金所得より15万円を控除した額から軽減判定を行います。

この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請の必要はありません。ただし、前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません。必ず申告してください。

— 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減 —

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

- ①対象者
 - ・平成21年3月31日以降に離職した雇用保険受給資格者
 - ※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません
- ・雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が次に該当する人
離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34

②軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の30%として計算し、これを所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減されます。

③軽減期間

軽減期間は、**離職日の翌日から翌年度末まで**となります。ただし、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、その時点で終了します。

④申請方法

この軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証・印鑑・国民健康保険証・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類を持参し、税務課で申請してください。

— 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置 —

平成20年度以降、75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにとりまわらない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急増することがないよう、次の軽減を受けることができます。

○所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照)

いままでも国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、**世帯構成や収入に変更がない場合**、いままでも同じ軽減を受けることができます。

○平等割の軽減

国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ平等割が軽減されます(最初の5年間は2分の1額、その後3年間は4分の1額)。

○社会保険等に加入していた75歳以上の人に扶養されていた65歳以上の人

いままでも扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割と資産割が課税されません。また、7割・5割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。
※均等割及び平等割の軽減期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限ります。

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

下の①~④の条件全てに該当する人は、国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)となります。該当する人には、**特別徴収開始通知書**を別途送付します。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している
- ②世帯内で国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である
- ③世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている
- ④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

— 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合 —

特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等により税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収とします。

- ※ 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い
- ※ 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い

【 特別徴収から口座振替へ変更することができます 】

特別徴収の対象となった人で、**口座振替での納付を希望する場合は、申請することで納付方法を変更することができます**。また、**いままでも口座振替により納付していた人も、特別徴収ではなくひきつづき口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です**。

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、税務課で申請してください。
特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額は変わりません。なお、納付書での納付へ変更することはできません。

問い合わせ先 千曲市役所 電話 026-273-1111(代表)

○国民健康保険税の計算について

税務課 内線 5241

○国民健康保険税の納付について

債権管理課 内線 5243

○加入・脱退・医療費の給付について

健康推進課 内線 6253

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

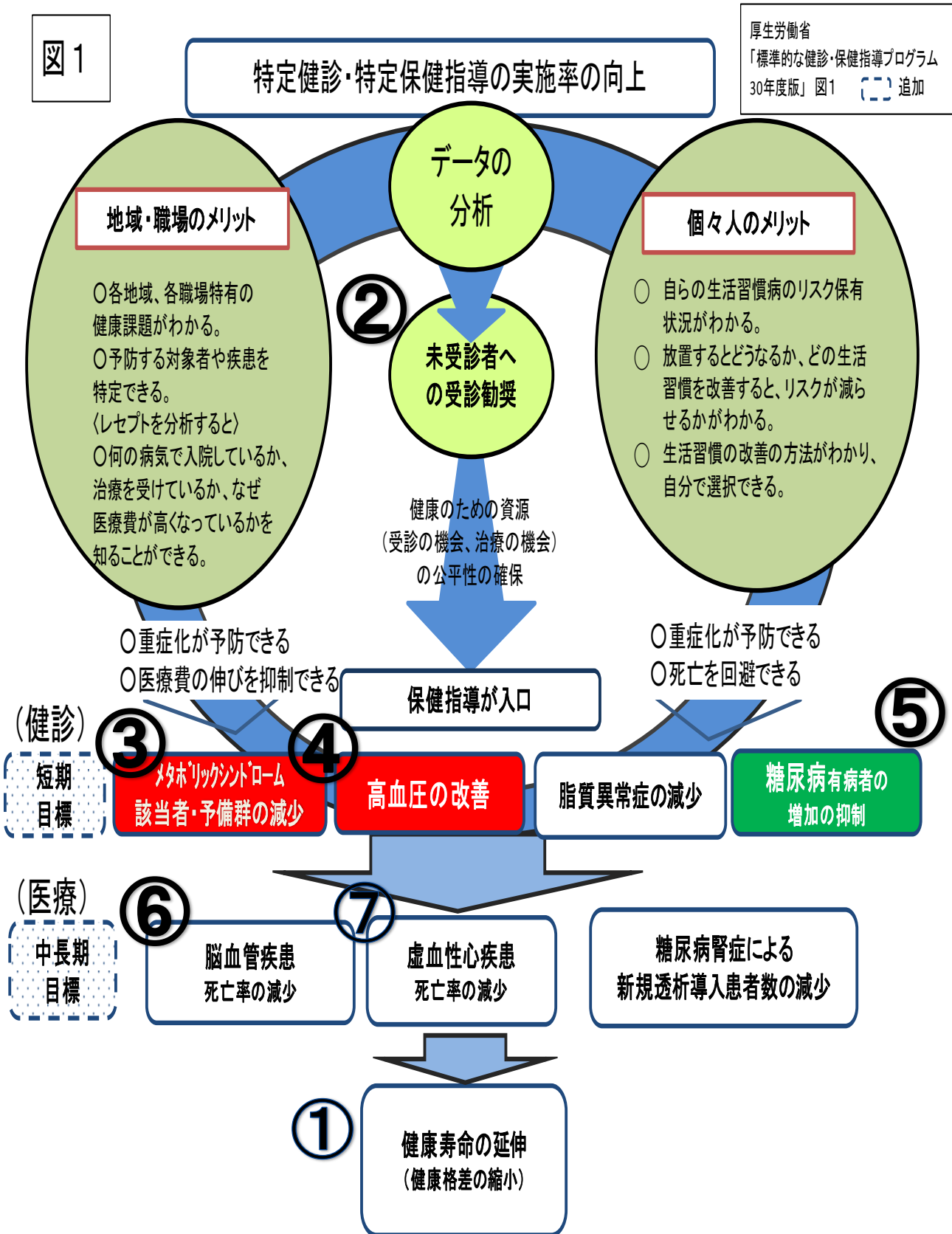
R1税率(R1.6月県内都市国保事務研究協議会調査)

R1年度	医療分				支援金分				介護分				R1年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20		17,760	19,680	2.80		6,240	7,560	2.60		8,760	7,080	○
松本市	9.10		18,800	22,700	3.20		6,500	7,400	2.60		6,400	6,700	
上田市	7.11	3.00	23,100	22,200	2.44		8,000	7,200	2.30		7,200	5,800	○
岡谷市	7.36	18.95	18,200	16,800	2.33	4.51	7,400	6,000	1.99	3.95	7,200	5,400	○
飯田市	6.60		16,500	21,000	3.05		10,600		2.70		8,600	6,800	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40		19,000	19,000	2.90		6,000	6,000	2.10		8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
伊那市	6.50		23,400	2,400	2.30		8,800	7,900	2.40		10,300	7,700	○
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	7.10	16.90	24,600	21,600	2.00	8.20	8,800	7,800	2.00	4.60	9,900	5,800	○
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40		11,000		2.20	2.00	8,000	7,000	
飯山市	6.90	21.00	20,000	20,100	3.45	10.50	9,800	9,700	2.60	4.75	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.74		23,100	23,700	2.21		7,900	7,300	1.86		7,900	6,100	
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000	○
安曇野市	6.90		20,400	20,400	2.70		9,600	9,600	2.20		7,000	7,000	○
平均	7.09	15.12	19,808	21,288	2.61	5.38	12,213	7,645	2.28	4.20	8,056	6,757	

千曲市の社会保障健全化に向けて、医療費・介護費の適正化 2019.7.10作成

【方法】特定健診・保健指導等のメリットを活かし、生活習慣病「脳・心・腎疾患等」の発症予防及び重症化予防を図る。(図1)

ー特定健診・保健指導のメリットを活かし、健康日本21(第二次)を着実に推進ー



市の課題に

① 健康寿命延伸
平均寿命・健康寿命ともに県平均より高い

		H22		H27	
		男	女	男	女
健康寿命(歳)	市	64.8	67.4	66.4↑	67.5↑
	県	65.8	67.2	66.0	67.2
平均寿命(歳)	市	80.2	87.7	82.1↑	88.0↑
	県	80.9	87.2	81.8	87.7

(算出基礎資料:生命表国勢調査)

1人当たり医療費
国保・後期高齢者医療費を抑制します。

保険		H29	H30
国保	医療費(円)	372,358	367,449↓
	順位(19市高順)	3位	11位
後期	医療費(円)	872,715	851,809↓
	順位(19市高順)	4位	6位

② からだの状態をみる (40歳から74歳国保加入者)

(R1.7・1現在)

特定健診等		H29	H30
健診	受診者数(人)	3,927	4,087↑
	受診率(%)	41.3	42.1↑
	順位(19市高順)	14位	-
保健指導	実施率(%)	91.6	-
	順位(19市高順)	1位	-

うち新規受診者 95人(1%) 増えました!

③ メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少

	H25	H29
該当者+予備群	29.6%	30.5%

④ 高血圧の改善

	H25	H29
高血圧Ⅲ度以上 収縮期180以上/ 拡張期100以上	169人 4.3%	166人 4.0%

⑤ 糖尿病有病者の増加の抑制

別紙1

心臓・脳が大変!
未治療者・中断者への
受診勧奨を続けます

⑥ 脳血管疾患

	H29	H30
高血圧Ⅲ度以上 収縮期180以上/ 拡張期110以上	18人	改善 10人
		未受診 変化なし 8人

⑦ 虚血性心疾患

	H30	
年間総額	5,300万円	
200万円以上 レセプト(年間)	6人	1,632万円

⑥ 脳血管疾患

	H30	
年間総額	1億 2,500万円	
200万円以上 レセプト(年間)	6人	1,657万円

⑤ 糖尿病有病者の増加の抑制

重症化予防[糖尿病性腎症による人工透析導入者の減少]、医療費適正化に向けて取り組んできました。

(1) 糖尿病を判断するための検査・・・HbA1c

血液検査項目		値 (%)	からだの様子
HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー)	赤血球(たん白質)に糖がくっついた状態のこと 1～2か月間の血糖値の平均がわかります	4.6～5.5	正常範囲
		7.0以上	合併症を起こす
		8.0以上	糖毒性を起こし臓器をいためる
			慢性的に血糖が高い状態

(2) HbA1c8.0以上の人 41人の受診後保健指導後の結果 (R元年 5月現在)

H29年度 特定健診結果					H30年度 介入後			
	治療有無	性別	年齢	HbA1c値	治療有無	HbA1c値	結果	
1	治療なし	男	64	13.3	治療開始	7.2	改善	
2		女	64	10.4		6.3		
3		男	71	10.2		9.8		
4		男	70	9.4		6.8		
5		女	65	9		6.6		
6		女	65	8.7		6.9		
7		男	69	8.5		5.8		
8		男	66	8.5		8.1		
9		女	65	8.4		7		
10		女	65	8.3		6.5		
11		男	55	8.2		7.2		
12		女	70	8.1		6.7		
13	治療中	女	54	11	継続して治療中	6.9		
14		女	66	10.9		7.2		
15		男	67	10.6		7.8		
16		男	61	10.1		9.0		
17		男	54	9.1		7.7		
18		女	64	8.6		7.9		
19		女	60	8.5		7.1		
20		女	62	8.5		7.7		
21		男	45	8.5		7.8		
22		男	71	8.4		8.3		
23		女	67	8.4		7.7		
24		女	71	8.1		6.7		
25		男	62	8.1		7.8		
26		男	66	8.1		7.0		
27		男	71	8		7.1		
28	無	男	73	8.7	治療開始		不明	
29		男	63	8.2				
30	治療中	男	60	11.6	継続して治療中			8人
31		男	67	10.1				
32		女	64	9.3				
33		女	68	8.3				
34		男	66	8.3				
35		男	66	8.1				
36		男	74	9.9		11.0	悪化	
37		女	53	8.9		9.3		
38		女	63	8.9		10.6		
39		女	67	8.2		9.3		
40	男	61	8.2	9.0				
41	無	男	66	8.1	死亡	その他		



事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 4 日

市町村国民健康保険主管課長 様

長野県国民健康保険団体連合会

総 務 課 長

研修会の開催について（予告）

平素より、本会事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本会では下記のとおり研修会を実施する予定ですので予めお知らせいたします。
また、出欠席につきましては、今後お送りいたします開催通知によりご報告ください。

記

1. 国民健康保険担当者研修会

日 時：令和元年8月7日（水）午前11時から

8月8日（木）午後3時まで

場 所：長野県自治会館 2階 大会議室

長野市大字西長野字加茂北 143-8

内 容：長野県及び本会による国保制度、事務処理等の説明

対象者：国民健康保険担当者（両日の出席を原則とします）

2. 国民健康保険運営協議会委員等研修会

日 時：令和元年10月30日（水）午後1時から

場 所：穂高公民館

安曇野市穂高 5047 番地（TEL0263-82-5970）

内 容：講演「長野県の国民健康保険等の現状について」（予定）

長野県健康福祉部健康増進課

国民健康保険室長 油井 法典 氏

講演「地域包括ケアシステムの現状と課題」（予定）

国立大学法人信州大学経法学部応用経済学科

教授 井上 信宏 氏

対象者：国民健康保険運営協議会委員並びに後期高齢者医療制度運営協議会委員
及び関係職員

長野県国民健康保険団体連合会 総務課 企画広報係

（課長）尾形 誠 （担当）轟 幾代・清水 夏海

TEL 026-238-1550（直通） FAX 026-238-1559

Web-mail : 5000102@kokuho-nagano.local

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。
(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

国民健康保険担当部署

(平成31年4月1日現在)

主な担当業務

